

# 平成30年度中京圏情報発信業務に関する仕様書

## 1. 業務名

平成30年度中京圏情報発信業務

## 2. 業務目的

テレビ媒体が持つ特性を生かし、三重県内をはじめ近隣の愛知県、岐阜県に広く三重県の魅力を発信することにより、三重県の認知度向上やイメージアップを図り、県産品の販売拡大、県への観光誘客、移住促進等、三重県が「選ばれる自治体」となることをめざす。

## 3. 方針

### (1) 放送エリア

三重県、愛知県、岐阜県の3県全域を含む地上波エリアとする。

### (2) 放送回数

コーナー企画を12回以上放送すること。(特別番組の放送は任意とする。)

なお、コーナー企画とは、既存のレギュラー番組内で放送する特集企画のことを指す。

### (3) 放送テーマ

『平成30年度三重県経営方針』で注力する取り組み及び『平成30年度三重県営業本部重点取組事項』の中から放送テーマを提案すること。

ただし、次の3つのテーマについては、それぞれ1回以上取り上げること。

ア 三重県産品の販売拡大

イ 三重県への観光誘客(伝統、文化、産業、自然、歴史など)

ウ 三重県への移住促進

なお、取材先については、地域バランスを考慮して提案すること。

※『平成30年度三重県経営方針』で注力する取り組み(6項目)

<http://www.pref.mie.lg.jp/VISION/>

※『平成30年度三重県営業本部重点取組事項』(3項目)

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci500012587.htm> [平成30年度第1回会議資料]

### (4) 対象

どのような対象に向けて情報発信をするのかを明確にすること。なお、50歳代～60歳代を主な対象とするコーナー企画を4回以上放送すること。

### (5) 放送時間帯

放送テーマや対象を総合的に考慮したうえで、最大限の効果が得られるような放送時間帯を提案すること。

### (6) 業務実施期間

契約締結の日から平成31年3月15日(金)までとする。

(ただし、企画の意図に則って最大限の効果が得られるような時期を提案すること。)

(7) 本県との調整

業務実施にあたっては、放送テーマや取材先等に関して本県と協議を行うこととする。

#### 4. 業務内容

(1) コーナー企画及び特別番組の制作・放送

三重県を題材にしたコーナー企画及び特別番組の制作・放送を行う。

三重県を題材にしたコーナー企画及び特別番組とは、三重県のみを取り上げるもの、及び複数の取材先の中に三重県を含むものを指す。

(2) 付加提案企画の実施

見積金額内での番組宣伝、映像の2次利用、聴覚障がい者への配慮（字幕、手話通訳など）、各種媒体を用いた情報発信など各提案者から提案があったものについては、本県と協議・合意のうえ実施する。

#### 5. 成果品の納入

- ・放送後、番組を収録したDVDを県に納品すること。
- ※付加提案企画については、実施後に履行が分かる報告書等を提出すること。
- ・番組の視聴率（平均視聴率及び占有率）を報告すること。

#### 6. 委託

本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ本県の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

#### 7. 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 8. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

#### 9. 業務実施上の条件

- (1) 契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本県と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、本仕様に定めのない事項であっても、本県が必要と認め指示する事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

#### 10. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契

約を解除することができるものとする。

#### 1.1. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事

ウ 発注所属に報告すること

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 受注者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。